

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

今週のこよみ

今週のこよみ

東証の市場区分見直し

東証は現在の4市場（1部・2部・マザーズ・ジャスダック）を、令和4年（2022年）4月を目途に「プライム」「スタンダード」「グロース」の3市場に見直す。

今週のこよみ

ご自分の予定を確認して下さい

2/24(月) 友引 振替休日、旧暦2月1日

25(火) 先負

26(水) 仏滅

27(木) 大安

28(金) 赤口

29(土) 先勝

3/ 1(日) 友引 春の全国火災予防運動（～7日）

先週の株と為替

日経平均株価 円(対米ドル)

2/17(月) 23,523 ▼165 109.86 ▼0.08

18(火) 23,194 ▼329 109.70 △0.16

19(水) 23,401 △207 110.11 ▼0.41

20(木) 23,479 △78 111.68 ▼1.57

21(金) 23,387 ▼92 111.73 ▼0.05

4月から施行される民法（債権法）改正

民法のうち契約等に関するルールを定めた債権関係の改正が本年4月に施行されます。多くの改正項目がありますが、主な改正は以下のとおりです。

◎個人保証人の保護……①個人が根保証契約を締結する場合、極度額（保証の上限額）を定めなければ保証契約は無効とする、②事業用融資の保証人に第三者の個人がなる場合について、公証人による保証意思確認の手続きを新設し、保証人になる方が公正証書を作成して保証債務を負う意思表示しなければ保証契約は無効となります。

◎消滅時効の見直し……債権者が一定期間権利を行使しない場合に債権が消滅する「消滅時効」について、職業別の短期消滅時効（例えば、宿泊や飲食代金は1年、弁護士報酬や商品の売掛代金は2年など）を廃止し、原則として権利を行使できることを「知った時から5年間」となります。

◎定型約款に関する規定の新設……インターネット販売や保険契約などの不特定多数を相手方とした画一的な取引に用いる「定型約款」を契約の内容とする旨の合意があった場合などは、顧客が内容を認識していなくても個別の条項について合意したものとみなされます。ただし、信義則に反して顧客の利益を一方的に害する不当な条項は無効となります。

◎法定利率の見直し……契約の当事者間に貸金等の利率や遅延損害金に関する合意がない場合に適用される法定利率を、年3%（現行5%）に下げます。

◎賃貸借に関するルールの明文化……①敷金は賃貸借終了時に賃料などの債務の未払分を差し引いた残額を返還する、②借主は通常損耗や経年変化について原状回復をする必要はないことが明記されました。

■この記事の詳細は、情報BOX201508

来月期限となる消費税増税に伴う支援策

昨年10月の消費税率引上げに伴い実施されている支援策のうち、①住宅取得等資金の贈与に係る非課税措置の拡充（贈与税の非課税枠を最大3千万円に拡大）、②次世代住宅ポイント制度（一定性能を有する住宅の新築やリフォームに対し、様々な商品と交換可能なポイントを発行）、③プレミアム付商品券（住民税非課税者や子育て世帯を対象に販売）は、本年3月が期限となります。

①は3月までに住宅の取得等を契約した場合が対象、②は3月までに住宅の新築やリフォームの請負契約・着工等してポイントの発行申請を行った場合が対象、③の使用期限は市区町村によって異なりますが最長で3月までとなります。

新型コロナウイルスの感染が疑われる場合は

新型コロナウイルス感染症が社会問題になっていますが、感染が疑われる場合は、まず各都道府県の保健所などに設置されている「帰国者・接触者相談センター」に問い合わせた上で、診察が必要な場合には医療機関が紹介されます。

厚労省は相談センターに問合せる目安として、
* 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く、
* 強い倦怠感や息苦しさ（呼吸困難）がある、
* 高齢者や基礎疾患がある方などは、これらが2日程度続く、のいずれかの場合としています。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

令和2年4月に施行される民法（債権法）改正の主な概要

◆保証人の保護の拡充

個人が保証人になる場合の保証人の保護を進めるため、次のように改正されます。

◎包括根保証の禁止の対象拡大

個人（会社等の法人でない者）が貸金等債務以外の根保証契約※を締結する場合も、保証人が支払の責任を負う金額の上限となる「極度額」を定めなければ、保証契約は無効となります。

※「根保証契約」とは一定の範囲に属する不特定の債務を保証する契約をいいます。例えば、住宅等の賃貸借契約の保証人となる契約などが根保証契約に該当することがあります。

◎事業用融資における第三者保証の制限（公証人による保証意思確認手続の新設）

会社や個人である事業主が融資を受ける際、その事業に関与していない親戚や友人などの第三者が保証人になろうとする場合について、公証人による保証意思確認の手続を新設し、この手続を経ないでした保証契約は無効となります。

手続は、保証人になろうとする者が保証意思説明公正証書を作成し、自ら公証人の前で保証意思を述べる必要があります。

なお、主債務者の事業と関係の深い者※については、意思確認の手続きが不要とされています。

※主債務者が法人である場合は、理事や取締役、執行役、議決権の過半数を有する株主等、主債務者が個人である場合は、共同事業者や主債務者が行う事業に現に従事している主債務者の配偶者が該当します。

◆消滅時効の見直し

消滅時効とは、債権者が一定期間権利を行使しないことによって債権が消滅するという制度をいい、債権が消滅するまでの期間（消滅時効期間）は、原則として権利を行使できる時から10年間ですが、例外的に職業別の短期消滅時効（飲食代金は1年、弁護士報酬は2年、医師の診療報酬は3年など）が設けられていました。

改正により、職業別の短期消滅時効を廃止し、原則として「権利を行使することができることを知った時から5年間」に統一します。

※債権者が権利を行使できることを知らないような債権については、「権利を行使することができる時から10年」となります。

◆定型約款に関する規定の新設

不特定多数の顧客を相手方として取引を行う事業者などがあらかじめ詳細な契約条項を「約款」として定めておき、この約款に基づいて契約を締結することが少なくありませんが、民法には約款を用いた取引に関する基本的なルールが定められていませんでした。改正では、新たに「定型約款」に関して、次のようなルールを新しく定めています。

◎定型約款が契約の内容となるための要件

定型約款を契約の内容にするためには、当事者間で定型約款を契約の内容とする旨の合意をした場合や、定型約款を契約の内容とする旨を顧客に「表示」して取引を行った場合は、顧客が定型約款にどのような条項が含まれるのかを知らなくても、個別の条項について合意をしたものとみなされます。ただし、信義則に反して顧客の利益を一方的に害する不当な条項は、認められません。

◎定型約款を変更する場合のルール

定型約款の変更は、変更が顧客の一般の利益に適合する場合や、変更が契約の目的に反せず、かつ、変更に係る諸事情に照らして合理的な場合に限り認められます。顧客にとって必ずしも利益にならない変更については、事前にインターネットなどで周知をすることが必要です。

◆法定利率の見直し

契約の当事者間に貸金等の利率や遅延損害金に関する合意がない場合に適用される「法定利率」が市中金利を大きく上回る状態が続いていることから、年3%（現行5%）に引下げます。

また、市中の金利動向に合わせて法定利率が自動的に変動する仕組みを新たに導入します。

◆ルールの明文化

裁判や取引の実務で通用している基本的なルールであるものの、民法の条文には明記されていなかったものを明文化する改正が多数行われており、例えば、次のようなルールが明記されました。

・賃貸借について、敷金は賃貸借終了時に賃料などの債務の未払分を差し引いた残額を返還する、借主は通常損耗や経年変化について原状回復をする必要はないことを明記。

・認知症などにより意思能力（判断能力）を有しない者がした法律行為（契約など）は無効であることを明記。